

第13回警視庁・S D A共催安全運転競技大会学科試験（49名）

	○×	誤答率 (%)	問 題
1	×	79.6	消火栓、指定消防水利標識、消防用防火水槽の給水口・吸管投入口孔から5メートル以内の部分は法定の駐停車禁止場所である。
2	×	55.1	道路交通法上の自動車とはレール又は架線によらないで運転する車をいうが、原動機付自転車も含まれる。
3	○	49.0	横断歩道等に接近する場合、その横断歩道等直前で停止できるような速度で進行しなければならないが、その横断歩道等に横断しようとする歩行者がいけないことが明らかな場合は除かれる。
4	×	46.9	車両は、道路幅員が狭い道路で、最高速度の高い車両に追いつかれたときでも、道路左側端に寄って進路を譲る必要はない。
5	×	32.7	車両は、安全地帯には入ってはならないが、これは安全地帯内での停止や駐車禁止を意味し、通過することは可能である。
6	○	30.6	酒気帯び運転の罰則は3年以下の懲役又は50万円以下の罰金である。
7	○	28.6	原動機付自転車に積載する積載物の高さは、原動機付自転車の地上から2メートルまでである。
8	○	28.6	追い越し禁止場所においても、自転車は追い越すことができる。
9	○	24.5	二輪車でカーブを走行するときは、手前で速度を落とし、カーブ後半で、前方の確認をしてからやや加速する。
10	○	12.2	人の乗り降りのため停止している通学、通園バスのそばを通るときは、必ず徐行して安全を確認しなければならない。
11	×	10.2	踏切を通過しようとする際、信号機のある踏切において、青色信号に従い進行するときは、踏切の直前で停止の必要はなく、更に安全確認の必要もない。
12	×	2.0	原動機付自転車は、後写鏡（バックミラー）が破損している場合であっても配達等に使用しても良い。
13	○	2.0	原動機付自転車は、運転に支障がないとしても、幼児を背負っての運転は違反となる。
14	×	0.0	二輪車は、機動性に優れるので、配達等急いでいるときは、車と車の間をぬうように運転しても良い。
15	×	0.0	最低速度が40キロメートル毎時と指定されている道路区間では、原動機付自転車であっても40キロメートル毎時以上で走行しなければならない。

第13回警視庁・S D A 共催安全運転競技大会学科試験解答と解説（49名）

	○×	誤答率 (%)	解答及び解説
1	×	79.6	(道交法45条1項4号)「駐車禁止場所」である。車の停止は、駐車、停車、一時停止に分けられる。
2	×	55.1	(道交法2条1項9号)原付、自転車、車椅子、歩行補助車等は含まれない。「車両」には含まれ、「車両」とは自動車、原付、軽車両及びトロリーバスをいう。「車両等」とは車両と路面電車をいう。
3	○	49.0	(道交法38条1項前段)問いのとおり。歩行者がいるかどうか不明の場合は手前で停止できる速度で進む。
4	×	46.9	(道交法27条2項)道路を譲る必要がある。
5	×	32.7	(道交法17条6項)通過もしてはならない。
6	○	30.6	問いのとおり。
7	○	28.6	(道交法57条1項・道交法施行令23条1項3号口)問いのとおり。後ろのはみ出しは荷台から0.3m、左右のはみ出しは荷台から0.15mまで。
8	○	28.6	(道交法30条1項)軽車両は除かれる。「軽車両」とは、自転車、リヤカー、そり、牛馬車などで、身障者用車椅子、歩行補助車、小児用車を除く。
9	○	24.5	問いのとおり。
10	○	12.2	(道交法71条1項2の3号)問いのとおり。
11	×	10.2	(道交法33条1項)停止する必要はないが、安全確認の義務は免除されない。左右の安全確認を行う。
12	×	2.0	(道交法62条1項、保安基準44条1項)後写鏡が破損している場合は整備不良となる。
13	○	2.0	(道交法57条1項)原付の定員は1人である。運転者以外は乗ってはいけない。
14	×	0.0	周りの交通に迷惑をかけるばかりか、自身も危険である。
15	×	0.0	(道交法2条9号・同法23)原付、軽車両、トロリーバスは対象外。

注： 解答は警視庁から受領した書類に基づき、補足解説は「一発で受かる！原付免許」(株学研教育出版)による。

第19回 S D A セーフティコンテスト学科試験 (55名)

	○×	誤答率 (%)	問 題
1	×	63.6	追い越しとは、進路を変えて走行中の前の車の前方に出ることであるが、車や路面電車を追い越す場合は、原則としてその右側を通行する。
2	○	50.9	道路交通法の軽車両とは、自転車、リヤカーのほか、馬車、牛車、犬そり、馬、牛も含まれる。
3	×	45.5	2本の実線で示された路側帯のある道路で駐車するときは路側帯の中に入り、車の左側に0.75m以上の余地をあげなければならない。
4	○	38.2	原動機付自転車がリヤカーをけん引するときの法定最高速度は時速25kmである。
5	×	38.2	火災報知器から5m以内の場所は駐車が禁止されている。
6	○	27.3	後車は、前車が他の自動車を追い越そうとしているときは、追い越しを始めてはならないが、原動機付自転車を追い越そうとしている自動車を追い越すのは、違反にならない。
7	×	25.5	車両は、歩道と車道の区別のない道路において、歩行者の側方を通過する際、安全な間隔を空けられないときは、必ず一時停止しなければならない。
8	×	25.5	右折や転回をするときは、その行為をする3秒前に合図を行わなければならない。
9	○	21.8	警察官が交差点以外の場所（横断歩道、自転車横断帯及び踏切がない場所）で赤信号と同じ意味で手信号を行った場合の車両等の停止位置はその警察官の1m手前である。
10	○	20.0	車両等は、一時停止の道路標識がある交差点において停止線がない場合は、交差点の手前で一時停止をしなければならず、一時停止の道路標識の位置で一時停止するのではない。
11	×	16.4	車両は交差点又はその付近で緊急自動車が接近してきたときは、交差点を避け、道路の左側に寄って徐行しなければならない。
12	×	16.4	曲がり角やカーブで車両に働く遠心力は、速度が3倍になると6倍になる。
13	○	14.5	タイヤがすり減っていると路面とタイヤの摩擦係数が小さくなり、制動距離は長くなるが、空走距離には影響しない。
14	○	14.5	無段変速装置のあるオートマチック二輪車は、エンジンの回転数が低いときには、車輪にエンジンの力が伝わりにくい特性がある。
15	×	12.7	信号機があり、車両通行帯が二つ以上ある交差点では、原動機付自転車は二段階右折しなければならない。
16	○	12.7	積載装置を備える原動機付自転車にあっては、30kgまでの荷物を積むことができる。

	○×	誤答率 (%)	問 題
17	×	10.9	最も左側の通行帯が道路標識などで路線バス等の専用通行帯に指定されている場合は、原動機付自転車であってもその通行帯を通行することができない。
18	×	9.1	道路の曲がり角付近で前の車を追い越すときは、十分注意して行わなければならない。
19	○	7.3	原動機付自転車を運転する際、乗車用ヘルメットを被らなければならないが、工事用安全帽を被って原動機付自転車を運転してはいけない。
20	×	3.6	「警笛鳴らせ」の標識のない場所でも、見通しの悪い交差点を通過するときは、警音器を鳴らさなくてはならない。
21	○	3.6	原動機付自転車の運転免許試験に合格した後、免許証を交付される前に原動機付自転車を運転した場合、免許証不携帯ではなく、無免許運転になる。
22	×	3.6	大地震が発生し、やむを得ず車両を道路に置いて退避するときは、エンジンを止め、エンジンキーを確実に抜いておく。
23	×	1.8	交通事故を起こした場合、事故の状況を明らかにするため、例え交差点内であっても、警察官が来るまで車両は事故を起こした状態のまま置いておくべきである。
24	×	0.0	原動機付自転車で車道から歩道を横断して自宅に入ろうとした際、深夜、歩行者が誰もいない時間であれば、周囲の安全に注意して一時停止することなく歩道を横断することができる。
25	×	0.0	原動機付自転車を運転中に横断歩道のない交差点に差し掛かった際、前方に横断している歩行者がいたので、警音器を鳴らして横断を中止させた。

第19回 S D A セーフティコンテスト学科試験解答と解説（55名）

	○×	誤答率 (%)	解答及び解説
1	×	63.6	(道交法28条3項)路面電車の追い越しは原則としてその左側を通行する。但し、線路(レール)が左側に設けられている場合は、右側を通行する。
2	○	50.9	(道交法2条1項11号)問題文のとおり。
3	×	45.5	(道交法2条1項3号の4、同法47条3項、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令9条別表5、108-3)2本の実線は「歩行者用路側帯」であり、路側帯の幅にかかわらず中に入れて止めることはできない。
4	○	38.2	(道交法22条1項、道交法施行令12条2項)問題文のとおり。
5	×	38.2	(道交法45条1項5号)火災報知器から1m以内の場所が駐車禁止である。5m以内駐車禁止は、消火栓、消防用機械器具、消防用防火水槽等である。
6	○	27.3	(道交法29条)自動車を追い越そうとしている場合は違反になるが、原動機付自転車や自転車を追い越そうとしている場合は違反にならない。
7	×	25.5	(道交法18条2項)一時停止ではなく、徐行しなければならない。
8	×	25.5	(道交法53条1項、道交法施行令21条1項)右折や転回の合図は、その行為をしようとする地点(交差点において右折する場合は当該交差点の手前の側端)から30m手前に達したとき。進路変更の合図は、その行為をしようとする時の3秒前に行う。
9	○	21.8	(道交法6条1項、道交法施行令4条1項の表の備考)問題文のとおり。
10	○	20.0	(道交法43条)問題文のとおり。
11	×	16.4	(道交法40条1項)徐行ではなく、一時停止しなければならない。
12	×	16.4	(交通の方法に関する教則4章5節)遠心力の大きさは、カーブの半径が小さいほど大きくなり、速度の2乗に比例して大きくなるので、速度が3倍になると遠心力は9倍になる。
13	○	14.5	(交通の方法に関する教則5章4節)空走距離とは、ドライバーがブレーキを掛けて自動車を停止させるまでの距離のうち、自動車を停止させる必要があると感じた瞬間から、ブレーキを掛け始めるまでに自動車が走ってしまう距離をいうので、タイヤのすり減りは影響しない。
14	○	14.5	(交通の方法に関する教則8章5節)問題文のとおり。

	○×	誤答率 (%)	解答及び解説
15	×	12.7	(道交法34条5号) 車両通行帯が三つ以上ある交差点では二段階右折をしなければいけない。
16	○	12.7	(道交法57条1項、道交法施行令23条2号) 問題文のとおり。
17	×	10.9	(道交法20条2項、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令2条別表1、327の4) バス専用通行帯は、標識等によって指定されているバス等以外の車両は通行できないが、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽車両は、あらかじめ標識の意味の規定によって除外されているので、通行できる。
18	×	9.1	(道交法30条) 道路の曲がり角付近は追い越し禁止である。
19	○	7.3	(道交法71条の4、2項及び同条7項、道交法施行規則9条の5、交通の方法に関する教則8章1節) 問題文のとおり。基準に適合している乗車用ヘルメットには、PSCマーク、SGマーク、JISマークが付いている。
20	×	3.6	(道交法54条1項及び同条2項) 見通しのきかない交差点であっても「警笛鳴らせ」の標識がある場所、「警笛区間」の標識区間内、危険を避けるためにやむを得ない場合以外は鳴らすことはできない。
21	○	3.6	(道交法92条1項) 免許は、運転免許証を交付して行うので、運転免許証の交付前に運転すれば無免許運転になる。
22	×	3.6	(交通の方法に関する教則10章3節) 大地震発生時の道路上の車両は、緊急車両の通行の妨害になる場合があるので、速やかに誰でも車両の移動ができるようにエンジンキーは付けたままにする。
23	×	1.8	(道交法72条1項前段、交通の方法に関する教則10章1節) 事故の続発を防ぐため、他の交通の妨げにならないような安全な場所(路肩、空地など)に車を止め、エンジンを切るなど道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。
24	×	0.0	(道交法17条1項、2項) 深夜で誰もいない時間であっても、歩道や路側帯を横断するときには、必ずその手前で一時停止しなければならない。
25	×	0.0	(道交法38条の2) 車両等は、交差点又はその直近で横断歩道を設けられていない場所において歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはいけない。

注： 解答及び解説は、自動車安全運転センターから受領した書類による。